



和解書

■■■■ (以下「甲」という) と ■■■■ 会社 (以下「乙」という) 間の下記物件についての定額補修分担金返還請求事件に関し、本日次のとおり和解契約を締結する。

記

京都市 ■■■■ ■■■■ 号室

1. 乙は甲に対し、解決金として 20万円 の返還義務のあることを認める。
2. 乙は甲に対し、前項の金員を平成20年11月末日限り、下記口座に振り込んで支払う。

振込先	新生銀行	本店
	普通預金	0826614
	口座名義人	ハセガワ サトシ

3. 甲乙間には、本和解条項に定めるほか、他に何らの債権債務も存在しないことを相互に確認する。

以上のとおり和解が成立したので、本和解契約の成立を証するために本書2通を作成し、署名捺印（記名押印）のうえ各自その1通を保管するものとする。

平成22年10月22日

甲 京都市 ■■■■
■■■■
京都府京田辺市山手南2丁目1-4
ハチセンビル3号館303号
甲代理人 司法書士 長谷川 聡
(簡裁代理権認定番号 第213094号)

乙 京都市 ■■■■
■■■■ 会社
代表取締役 ■■■■

